

令和4年度  
高知県水道広域化推進プラン策定委託業務  
提案依頼書

令和4年3月

高 知 県

## 1 業務の目的

本県水道事業の広域化の取組の一つとして、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号 総務省自治財政局長及び厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）の要請を受けて昨年11月に策定した「高知県水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という）において、施設統合に係る取組が位置付けられている。

本業務では、このプランに基づいて、更なる広域化によるコスト削減を目標に、施設統合の可能性のあるエリアを抽出・選定し、当該エリアの人口の将来予測や現状等を踏まえたシミュレーションを行うとともに課題や対応策等を整理することで、関係市町村間での具体的な議論ができる環境を整えることとする。

## 2 契約期間

契約締結日から、令和5年1月13日（金）までとする。

## 3 対象団体

高知県内の全市町村水道事業者を対象とする。

## 4 業務内容・提案内容

### (1) 施設統合エリアの抽出と選定

[業務内容]

本県の地理的要因や各市町村水道事業者の現状等を踏まえて、考えられる事業者間の施設統合エリアの抽出を行い、エリアの選定について検討を行うこと。

なお、抽出に当たっては、以下の点に留意すること。

- 抽出方法は、水道施設の規模の最適化を目標に、エリア内の将来の有収水量及び水道施設の施設利用率・最大稼働率などの指標を用いることに加え、可能な限り地理的要因や各市町村水道事業者の現状などのエリアの特性を踏まえることができるものとする。
- エリアは、県内全市町村を対象に2以上の市町村から設定することとする。
- エリアは最低3つ抽出することとし、可能な限り県西部、中部及び東部の各地域において1エリアは提示することが望ましい。なお、各地域の範囲については、高知県水道ビジョン（令和2年3月策定）で設定した以下の圏域を用いることとする。
  - 県西部地域・・・幡多圏域及び須崎圏域
  - 県中部地域・・・中央西圏域、高知市圏域及び中央東圏域
  - 県東部地域・・・安芸圏域
- エリアの選定については、受託者の抽出結果を基に、県と協議し決定することとする。

[提案内容]

上記の業務内容を前提に、施設統合エリアの抽出方法を提案すること。提案の際には、当該手法により抽出されるエリアを1つ以上例示すること。

なお、統合エリアの例示は、当該方法を用いたときに抽出が見込まれるエリア（2以上の関係市町村）と統合対象の水道施設を提示し、その理由を簡単に説明する形で行うこと。この際、県西部地域、中部地域及び東部地域から1つずつ提示することが望ましい。

(2) 施設統合のシミュレーションと効果の算出

[業務内容]

上記「(1) 施設統合エリアの抽出と選定」にて選定したエリアごとに、施設統合を行った場合と行わなかった場合のそれぞれについて、概ね40～50年間の期間における財政シミュレーションを実施し、効果（定量効果、定性効果）を算出すること。

[提案内容]

財政シミュレーションを実施し、効果（定量効果、定性効果）を算出するための前提条件と手法を提案すること。なお、シミュレーションに当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ シミュレーションの際には、給水人口及び有収水量の推移など高知県水道広域化推進プランでの指標を用いることに加え、可能な限りエリアの将来の人口分布及び水需要、対象施設的能力、地震等の災害発生の可能性などエリアの特性を踏まえたものとする。

(3) 施設統合に係る課題等の整理

[業務内容]

上記「(2) 施設統合のシミュレーションと効果の算出」に基づいて、関係市町村間で具体的な議論ができるよう、施設統合を進める上での課題や対応策、施設統合後の関係市町村間の運営体制、統合スケジュール等をエリアごとに整理し、資料として取りまとめること。

なお、取りまとめた資料は、令和5年度以降の関係市町村との協議及び検討における資料として使用する。

- ・ 上記「(2) 施設統合のシミュレーションと効果の算出」により効果が見込まれないとされたエリアについては、県と協議のうえ本業務を行わないものとする。この場合において、本業務未実施に係る経費については県と協議のうえ額を確定し、減額することとする。

[提案内容]

下記の2点について提案すること。なお、イ「資料作成に向けた手順と工程表」に係る関係市町村との調整作業は、県とともに行うこととする。

- ア 施設統合エリアごとに整理して取りまとめる資料の骨子案（イメージ）
- イ 資料作成に向けた手順と工程表（関係市町村との調整作業を含む）

#### （４）業務スケジュール

本事業については以下のとおり実施することを予定しているが、やむを得ない事情がある場合には、県と協議のうえ変更することとする。

- 5/23（月） 委託事業開始
- 5/23（月）～27（金） 業務打ち合わせ
- 6/8（水） 施設統合エリアの抽出結果の県への報告
- 6/10（金） 施設統合エリア選定、シミュレーションと効果の算出開始
- 12/1（木） シミュレーションと効果の算出結果の県への報告
- 1/13（金） 成果物の県への提出

#### （５）取りまとめと成果物

- ・ 受託者は、本業務が終了したとき、上記「４．業務内容」（１）～（４）の項目について、実施結果を取りまとめ、成果品として提出すること。
- ・ 提出する成果品は、業務報告書及び業務報告書（概要版）として、電子データ及び紙にて１部ずつ納品するものとする。なお、納期は令和５年１月１３日（金）とし、上記「４．業務内容」（４）の成果品納入時業務打合せのときに納品すること。

#### （６）照査

成果品の品質向上、進捗管理等を確実にを行うための照査を行う。

- ・ 審査・検証  
進捗管理を確実にを行うこと、作業内容が打合せ内容・指示事項等に整合していること等の確認を目的として、審査・検証を行う。
- ・ 照査（成果品審査）  
成果品が妥当であるか、成果品内容について審査し、納品項目が委託仕様書を満足しているかを照査したうえで、成果品として提出する。なお、成果品と併せて照査報告書も提出する。

### ５ その他留意事項

- （１）本業務に関連する必要な情報及びデータは、県が保有又は取得でき、かつ提供可能なものに限り、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、委託者に提供する。
- （２）受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を事業期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務より知り得た個人情報について

て、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

- (3) 委託業務の対象経費として計上できる経費は、人件費、旅費交通費等、本業務の実施にあたり必要と認められる経費とする。
- (4) 委託料に含まれる業務打合せ等における旅費・人役が発生する業務について、状況の変化により、発生しなくなった場合には、その経費の減額について、支払いを行わない旨を変更契約により締結する。なお、業務打合せ等について代替的な手法を講じることにより別途の経費が生じると見込まれる場合には、その経費の増額について変更契約の対象とするか、本件と協議を行うものとする。
- (5) 本業務の目的を達成するために、県担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。
- (6) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は本業務の内容を変更する必要があるときは、県と協議のうえ対応すること。